

南あわじ市 農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～



第22号

令和7年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL (0799) 43-5236

FAX (0799) 43-5336



農業委員会総会の様子（月1回開催）

農地法第3条（農地の権利移動）申請の可否や農地法第4条、第5条（農地転用）申請における兵庫県知事へ進達する意見などを慎重に審議しています。

食料・農業・農村基本法の一部改正の中で食料安全保障について「合理的な価格形成」とありますが農業継続の根幹であることは明白で、後継者・担い手・新規就農者の生活向上の重要点であり、一次産業の右肩下がりを止めるもしくは向上に繋げていきたいと考え活動しております。

最後になりましたが、皆様がご健康で、ご多幸に本年をお過ごしになりますようご祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。

事務局は市役所本館2階にあり、市役所業務の一部と思われる方もいらつしやるでしょうが、法律に基づき設置され、独立した行政機関として運営しており、事務職員も出向辞令にて事務処理等の業務に専任しております。各地区より選出された農業委員19名、農地利用最適化推進委員35名の計54名体制で「農地を守る」を合言葉に委員活動を推進しています。

皆様、新年明けましておめでとうございませう。南あわじ市農業委員会も市制後、7期目の活動を開始して1年半が経過しました。

今一度、市民の方々に農業委員会の行政機関としての内容及び業務を簡単に説明させていただきます。



南あわじ市農業委員会
会長 宇山 昭彦
うやま あきひこ

新年のごあいさつ



農地パトロールを実施しました

農地パトロールとは、※遊休農地の実態把握と発生防止等を目的としており、市内の全農地（7万筆）について実施しているものです。

令和6年度は、守本憲弘市長も参加して、8月26日に農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が12班体制で農地パトロールを実施しました。

今回の調査では、農地の位置や所有者の確認にタブレット端末を用いて、現地を確認しました。中には長い間耕作されずに遊休農地となっているものや、許可なく農地以外に転用されているものが確認されました。

この調査において遊休農地と判断された農地所有者等に対して利用意向調査書を送付しましたので、回答期限までに返送のご協力をお願いいたします。



〈農地パトロール、報告会の様子〉

※遊休農地：1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っているものを指します。

視察研修に行ってきました

令和6年11月11日、地域計画に対する取り組みの先進地兵庫県三木市農業委員会へ行政視察を実施しました。

三木市は108地区（市街化区域は除く）のうち、55地区が地域計画策定済みとなっています。策定については、アドバイザーや担当チームを設け、公告までの行程表や地域の現状把握のためのアンケート整理、地域の意見を踏まえた地域計画の草案策定に農業振興課と共に取り込んでおられます。また、計画策定後は、継続的に計画の見直しを行い、地域計画の実質化を図っていくとのお話を伺いました。

今後、南あわじ市内での地域計画策定時、見直し時の協議の場等での農業委員、農地利用最適化推進委員としての活動に活かしたいと思えます。



農業委員会だより21号 お詫びと訂正

3ページ 農地利用最適化推進委員の氏名

（正）廣内 隆夫 （誤）廣内 隆男

訂正させていただくともにお詫び申しあげます。

相続登記の義務化について

所有者不明土地の発生を防ぐため、令和6年4月1日から**相続登記が義務化**されています。

相続人は、相続や遺贈で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行う義務があります。

正当な理由がなく、相続登記の申請をしない場合は、過料を科されることがあります。田畑を含め、不動産を相続したら速やかに、法務局へ相続登記をしましょう。

お問い合わせ先

神戸地方法務局洲本支局

（0799-22-0497）

全国農業新聞の購読を！

農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業専門紙。農業・農村・農政の動きをタイムリーにお届けします。知っておきたい経営や流通情報も満載。農業者及び就農意向をお持ちの方・企業必読の新聞です。



- ▶ 毎週金曜日発行
- ▶ 月額 700 円（税込）
- ▶ 申込みは農業委員会事務局まで

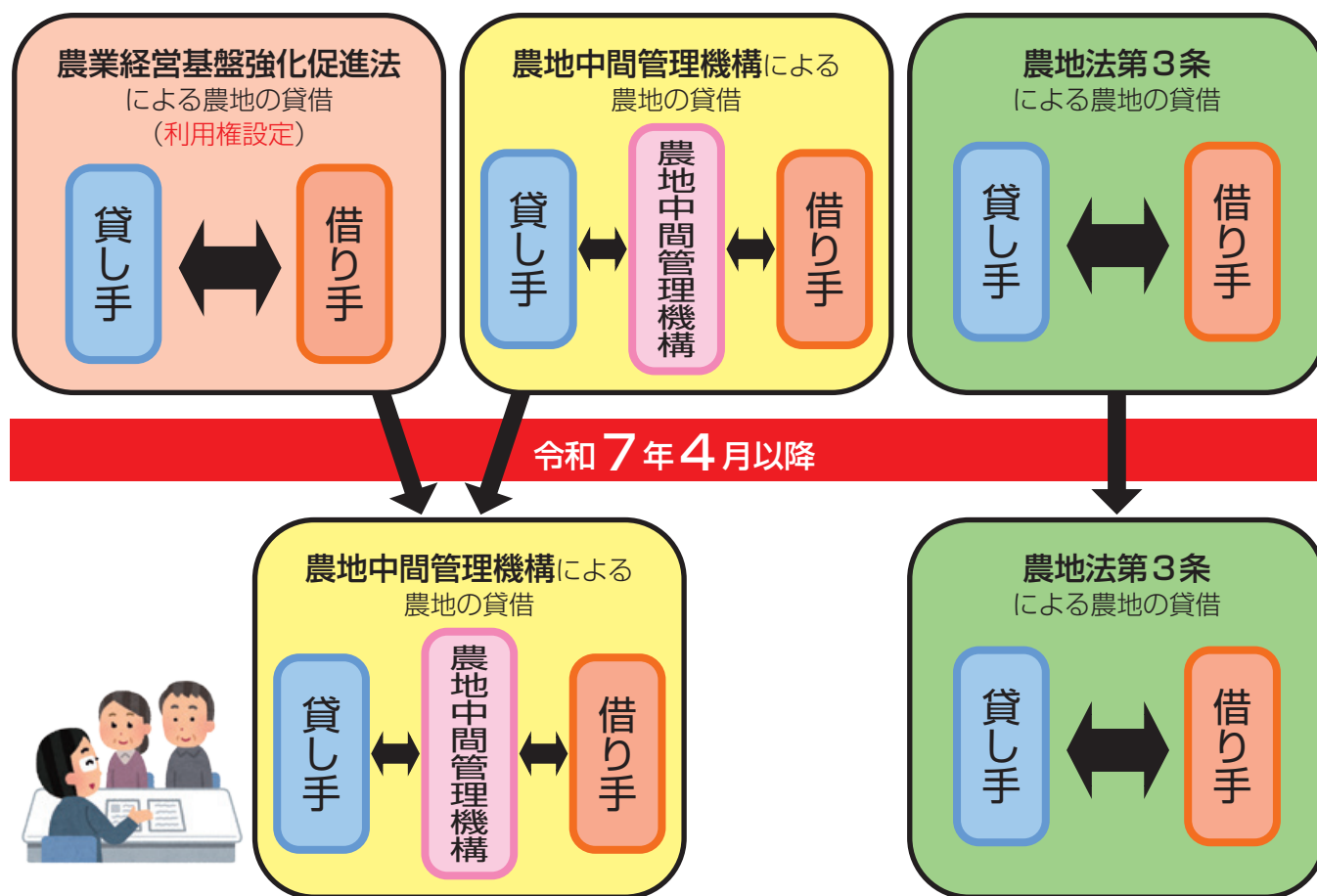
令和7年4月から(地域計画策定済みの地域は、策定時点から) 農地の貸し借りの仕組みが大きく変わります！

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月からは**利用権設定での農地の貸し借りが出来なくなります。**

令和7年4月以降は、農地中間管理機構を利用した貸借、または農地法第3条による貸借となります。

令和7年3月末まで(利用権設定の申請受付は令和7年1月24日まで)

(地域計画策定済み地域は4月以前でも農業経営基盤強化促進法(利用権設定)は利用できません)



制度	農地中間管理事業	農地法第3条
法令	農地中間管理事業の推進に関する法律	農地法
契約内容	農地中間管理機構を利用した貸し借り	相対による貸し借り
貸借期間	原則、10年以上	50年以内
貸借期間終了後	契約期間終了後、所有者に戻る (再認定での更新は可能)	契約期間満了前に解約しない場合は、 原則、自動更新
手続きに要する期間	4ヶ月～5ヶ月	1ヶ月～2ヶ月

制度、手続きに関してのお問い合わせは下記にご連絡ください。

農地中間管理事業に関することは、南あわじ市農林振興課 ☎ 0799-43-5223

農地法第3条に関することは、南あわじ市農業委員会事務局 ☎ 0799-43-5236

貸借料情報

令和5年11月から令和6年10月までに締結された賃貸借における賃借料水準。(10a当たり)
※農地の条件を勘案し、当事者間で十分協議してください。

事業	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
利用権設定	表裏作	9,800 円	22,800 円	900 円	778
	表作のみ	7,800 円	13,300 円	5,000 円	22
	裏作のみ	9,900 円	16,700 円	4,600 円	111
中間管理	表裏作	10,000 円	10,000 円	10,000 円	12

- 1 金額は算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。
2 使用貸借（無料）及び物納（米、玄米ほか）は含みません。
3 平均額の 2.5 倍を超える高額なものは除いています。

〈その他の契約情報〉

区分	筆数	備考
使用貸借等	利用権設定 739	使用貸借（無償のほか、水利費負担、裏作の場合の代掻き負担などを含む）
	中間管理 437	
物納（米、玄米）	利用権設定 40	平均（水準）58kg/10a

〈契約期間〉更新の場合は、前契約期間は含みません。

全件平均 設定期間	6 年 4 ヶ月	全ての利用権設定期間の平均。
	16 年 7 ヶ月	全ての中間管理事業の平均。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金のメリット

- 税制面の優遇措置（社会保険料控除）があります。
- 終身年金。受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- 保険料は20,000円から67,000円の間で1,000円単位で自由に決められます。
- 一定の要件を満たす農業者が加入する場合、保険料の国庫補助があります。



安心な老後の
ために

農業者年金

国民年金
第1号被保険者

65歳未満

年間60日以上
農業従事

要件を満たせば
どなたでも加入できます！



お問い合わせ先：南あわじ市農業委員会事務局 ☎ 0799-43-5236